



城県に営業所を置く高速乗合バスが駐車していた大型トラックに衝突した。

この事故により、当該乗合バスの乗客1名と運転者1名が死亡、乗客10名が重傷、乗客13名と当該トラックの運転者の計14名が軽傷を負った。

事故原因については、現在調査中。

#### (2) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故

2月27日(木)午後4時10分頃、群馬県において、同県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、道路を横断していた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者は死亡した。

事故当時、当該貸切バスは、乗客を送迎するため、駅へ向けて走行中に横断歩道のない道路を横断していた当該歩行者を撥ねた模様。

#### (3) 貸切バスと乗用車が衝突した事故

3月3日(月)午前7時45分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客2名を乗せて運行中、乗用車がセンターラインをはみ出して正面衝突し、このはずみで当該乗用車は元の車線に戻り、後から来た別の乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車の助手席の乗員1名が死亡、当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

なお、当該貸切バスの運転者、乗客及び別の乗用車の運転者の計4名に怪我はない。事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、路面はブラックアイスバーンとなっており、当該乗用車がスリップして対向車線にはみ出してきた模様。

#### (4) タクシーと乗用車が衝突した事故

2月27日(木)午前9時頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が肋骨骨折、脳内出血等の重傷、もう1名が外傷性くも膜下出血により重傷を負い、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の乗員2名が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーが当該交差点を直進していたところ、対向車線を走行していた当該乗用車が右折してきたため、衝突した模様。

#### (5) タクシーが側壁に衝突した事故

3月4日(火)午前0時30分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、高速高架下の側壁に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡、当該乗客が負傷した。

事故当時、当該タクシーは、何らかの理由により走行中に左側壁に衝突した模様。

(6) タクシーが電柱に衝突した事故

3月5日(水)午後6時10分頃、栃木県において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で走行中、道路右側の電柱、さらに駐車場に駐車中の大型トラック3台に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、営業所に戻る途中であった模様。

(7) トラックの火災事故

3月4日(火)午前3時10分頃、群馬県の高速度道路において、福井県に営業所を置く大型トラックが走行中、中央分離帯に衝突、その後炎上し車両が全焼した。

また、衝突により、当該トラックの積荷のドラム缶が道路に散乱し、ドラム缶の中の危険物が漏洩した。

この事故により、当該トラックの運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該トラックは何らかの理由により左側ガードレールに衝突し、そのはずみで車両左側の前後タイヤが外れ、その後中央分離帯に衝突し炎上した模様。



【2. 事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について！】

平成26年3月3日(月)未明、富山県小矢部市の北陸自動車道において高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客・乗員2名が死亡する重大な事故が発生しました。

国土交通省は当該事故を受けて、バス事業者に対し安全確保のより一層の徹底を求め、公益社団法人日本バス協会あてに、通達を発令いたしました。

また、各地方運輸局等に対しても、管内の各都道府県バス協会あてに同様の徹底を求めるよう指示しております。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000161.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000161.html)



【3. 臨時運行管理者試験実施のお知らせ！】





とともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

## 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。









使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

